

連携展示

外交史料展「外交史料と近代日本のあゆみ」 (外交史料館・和歌山県・和歌山県教育委員会共催) について

令和元(二〇一九)年十一月二日から二月一五日まで、和歌山県立近代美術館(以下、近代美術館とする)において、和歌山県・和歌山県教育委員会と外交史料館による連携展示「外交史料と近代日本のあゆみ」を開催した。

「公文書等の管理に関する法律」(平成二十二年法律第六六号)に基づく「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)では、特定歴史公文書等の利用促進の手段として「展示会やシンポジウムの開催等の積極的な取組を通



じて、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高める」ことを重視し、国立公文書館等として定められている「施設

同士の連携や博物館等と連携した取組」を検討すべきとしている。外交史料館では上記ガイドラインの趣旨を踏まえ、これまでも地方機関との連携展示会に積極的に取り組んできた。

他方、和歌山県議会では、当館が「明治一五〇年」施策の一環として平成三〇年一月から実施していた、明治期日本外交に関する展示会を高く評価し、同様の展示会を県内で開催したいとの意見が提起された。この議論を踏まえて平成三〇年六月、和歌山県庁の担当部署から当館に対し、展示会の開催に向けた協力要請が行われた。その後、当館と県庁の担当者による数次の協議の結果、近代美術館を開催場所として連携展示が実現する運びとなった。

本展示会は二部構成とし、第一部は「明治の日本外交と陸奥宗光」と題し、外交史料を通じて明治期の日本外交をたどることを主たるコンセプトとした。ここでは明治期の重要外交課題(条約改正、日清・日露戦争の講和会議など)や、和歌山県との関連性(ノルマントン号事件、エルトゥール号事件など)を勘案して展示史料を選定し、そこに和歌山県出身の陸奥宗光の経歴を史料で紹介するコーナーを加え

た。また第二部は近代美術館で開催することから「外交史料と美術」と題し、美術作品と作品に関連した外交史料を交えた形の展示とした。展示史料は、史料六四点(他の類縁機関の所蔵史料を含む、外交史料館からは三九点)、絵画二七点、合計九一点となった。外交史料館としては関西地方での連携展示は初めての試みであり、展示史料の点数からみれば首都圏以外では過去最大級の規模となった。

一月一日のオープニング・セレモニーには、仁坂吉伸和歌山県知事をはじめ、県議会議員など約二〇〇名が参列し、テープカット後の内覧会も大変な盛況となった。また一月四日には、和歌山県立図書館のメディア・アート・ホールにおいて外交史料展記念シンポジウム「近代日本を取り巻いていた世界情勢」が開催された。井上寿一学習院大学学長の基調講演に引き続き、井上学長、小谷賢日本大学教授、福嶋香代子外交史料館長をパネリストとし、仁坂知事の司会でパネルディスカッションが行われた。約二五〇名が集まった会場では、全体で三時間に及ぶ議論に熱心に耳を傾ける参加者の姿が見られた。

さらに会期中には、五回にわたりフロアレクチャーが実施された。一月一六、一七の両日には当館の担当者がフロアレクチャーを行ったが、参加人数は二日間で合計一八〇名に達した。その中には地元高校の学生グループも複数あり、若い世代に原本史料を通じて歴史を学んでほしいとの県関係者の熱意が広く行き渡っていることがうかがわれた。この関連では、会期内に中高生を対象として、展示内容を中心としたクイズにスマートフォンでチャレンジする企画も行われた。

このような関連行事も功を奏し、一月二日から二月一五日までの会期中に五八六〇名の来場者を集めた。来場者からは「貴重な外交史料の原本を和歌山で見ることができてよかった」、「郷土の陸奥宗光の活躍をよく知ることができて勉強になった」などの感想が寄せられ、地方都市における原本展示に高い反響があることや、地域出身の人物に高い関心が示されることがうかがわれた。

今回の連携展示開催に当たっては、和歌山県企画部企画政策局文化学術課、和歌山県立文書館、和歌山県立近代美術館の皆様には、多大のご協力を賜った。また県議会議員をはじめとする和歌山県の関係者の方々からも種々のご協力をいただいた。ここに厚く感謝の意を表したい。

◎「外交史料と近代日本のあゆみ」に外交史料館から出陳した

主な展示史料

日米修好通商条約【複製】

一八五八年七月二十九日(安政五年六月一九日) 調印

調印者 日本…井上清直(下田奉行)、岩瀬忠震(海防掛目付)

米国…ハリス(総領事)

江戸・大坂の開市、神奈川(横浜)などの開港、自由貿易、片務的領事裁判の承認、日本の関税を条約で定めること(関税自主権の喪失)、外国人の遊歩、アメリカ公使の江戸駐在などを規定。その後幕府は、イギリス、フランス、ロシア、オランダとも同様の条約を締結した(安



展示会場の光景

政の五か国条約）。これにより本格的な外国との貿易が開始され、各国の外交官が江戸に駐在するようになった。本条約は幕末期のものであるが、明治期の主要外交課題である条約改正を考える上で、その起点となる不平等条約のひとつとして、展示の冒頭にこの条約を配置した。一八六〇年五月二二日批准書交換。

日本・スウェーデン・ノルウェー修好通商航海条約

一八六八十一月二日（明治元年九月二七日）調印
調印者 日本・東久世通禧（外国官副知事）、寺島宗則（外国官判事）、

井関盛良（外国官判事）

スウェーデン・ノルウェー・ポルスブルック（駐日オランダ公使）

明治政府がはじめて外国と結んだ条約。スウェーデン・ノルウェーは日本との国交樹立を希望したが、江戸幕府は条約締結交渉に応じなかった。明治政府が成立すると、ポルスブルック駐日オランダ公使が、スウェーデン・ノルウェーから全権を委任されて交渉を行い、本条約が調印された。一八七〇年一二月二八日批准書交換。

英国ヴィクトリア女王親書

一八七三（明治六）年一月四日付

使節団として欧米に派遣された岩倉具視らは、英国女王に謁見した際に明治天皇の親書を捧呈した。本史料はその答礼の親書。文末にはヴィクトリア女王の直筆のサインがある。岩倉使節団は西洋の制度文物を視察調査するとともに、条約改正の希望を表明して各国と協議することを主目的に欧米諸国を一年一〇か月かけて歴訪。米国とは改正交渉を行ったが不調に終わり、ヨーロッパ諸国とは改正交渉を行わず、調査を主眼とした。

鹿鳴館時代の天長節晩餐会メニュー

一八八四（明治一七）年一月三日付

天長節、すなわち明治天皇の誕生日を祝う晩餐会で、各国外交官に対して西洋料理のフルコースが振る舞われたことがわかる。井上馨外務卿は日本の文明が西洋に劣らないことを示して条約改正交渉を進展させようと考え、欧米の生活様式や制度を取り入れた欧化政策を推進した。この時期に外務省が建設した鹿鳴館（一八八三年開館）はその象徴的な建物で、舞踏会やバザーなどが頻繁に行われた。井上は条約改正会議を東京で開催し、西洋に範をとった法典編纂を列国に事前承認を受けた上で実施すること、日本の裁判所に外国人の判事と検事を任用することを提案したが、この内容に国内から強い反発が起り、辞任に追い込まれた。

日墨修好通商条約(調印書・機密特別條款・批准書)

一八八八(明治二二)年十一月三〇日調印

調印者 日本…陸奥宗光(駐米公使)

メキシコ…ロメロ(駐米メキシコ公使)

大隈重信外務大臣のもと、日本はメキシコと対等条約の締結に成功した。日本にとって初めての相互対等の条約であった。領事裁判権の規定がなく、日本の法律にしたがうことを条件にメキシコ人の内地雑居(内地開放)を認めた。この条約は欧米諸国との条約改正に向け大きなステップとなった。本条約には列国が内地雑居の均霑を主張して日本が拒絶できない場合を想定し、日本が事前通報なしに内地開放の条項を一方的に廃棄できることを定めた、用意周到な機密特別條款が付属されていた。一八八九年六月六日批准書交換。

陸奥宗光外務大臣訓令案 建野郷三駐米公使宛

一八九三(明治二六)年九月一日付

陸奥外相が建野公使に宛てた訓令の起案文書。冒頭に朱筆で陸奥の花押(サイン)がある。外務大臣に就任して一年を経てようやく、陸奥外相はアメリカと条約改正の交渉を開始するよう命じた。「今回は全然従来の系統を一変し、互相均等の基礎に因りて成りたる対等条約を締結すること、すなわち従来の方針を見直し、欧米諸国と「対等条約」の締結を目指すことが謳われている。

日英通商航海条約(調印書【複製】・批准書)

一八九四(明治二七)年七月一六日調印

調印者 日本…青木周藏(駐英公使)

イギリス…キンバレー(外務大臣)

ロンドンで調印。本条約により、日本は領事裁判権(治外法権)の撤廃、関税自主権の一部回復を達成し、条約改正は大きく前進した。領事裁判権の撤廃は、日本の近代化が欧米諸国に承認されたことを意味し、日本の国際的地位は大きく向上した。条約改正に一段落をつけた日本の外交課題は、以後、主に朝鮮・満州をめぐる大陸政策へと移っていく。一八九四年八月二五日批准書交換。

日清講和条約(調印書)

一八九五(明治二八)年四月一七日調印

調印者 日本…伊藤博文(内閣総理大臣)、陸奥宗光(外務大臣)

清国…李鴻章(北洋大臣直隸総督)、李經方(欽差大臣)

下関で結ばれた日清戦争の講和条約(下関条約)。この条約で清国は朝鮮国の独立、遼東半島・台湾・澎湖諸島の割譲、賠償金として二億両(当時の邦貨で約三億円)の支払いなどを認めた。陸奥外相は日清戦争の遂行を外交面で支え、講和条約の調印後に起きた、露、独、仏三国の勧告(三国干渉)に対しても、病身にもかかわらず対応方針策定に尽力。勧告を受諾して、遼東半島還付へと国策を導いた。

清国光緒帝国書

一九九五（明治二八）年二月十八日付

日清戦争の講和会議が下関で開かれるにあたり、清国全権の李鴻章が携行した全権委任状。清は満州族の王朝であるため、文字は漢文と満州文字の両様で記されており、皇帝の玉璽（印）も右側は漢字、左側は満州文字が刻字されている。用紙に使用されている黄色と文字の周辺に描かれた龍は、皇帝を象徴するもの。委任状が収められていた木製の筒にも龍が見える。

日露講和条約（調印書）

一九〇五（明治三八）年九月五日調印

調印者 日本…小村寿太郎（外務大臣）、高平小五郎（駐米公使）

ロシア…ウイッテ（前大蔵大臣）、ローゼン（駐米大使）

米国のポーツマスで結ばれた日露戦争の講和条約（ポーツマス条約）。この条約でロシアは日本の韓国指導権を認め、遼東半島の関東州租借地（旅順・大連）を日本に譲渡し、ロシアが経営する東清鉄道の長春・旅順口間を日本に譲ることとなった。また北緯五〇度以南の樺太をロシアが割譲することとなったが、日本は賠償金を獲得できなかった。

イギリス国王エドワード七世親書

一九〇五（明治三八）年十一月一日付

日露講和成立の直後に、イギリス・アメリカ両国より、駐日公使館を

大使館に昇格し、日本と大使を交換する準備があるとの意向が伝えられた。日本政府はこの提案に応じ、まずイギリスとの間で大使交換が実現する。本親書には、友好と理解を深めるため、日本に大使館を設置し、マクドナルドを特命全権大使として任命する旨が記されている。日露戦争を経て、日本の国際的地位が向上し、欧米諸国から日本が大使を派遣すべき国であると認められたことがわかる。

日米通商航海条約（批准書）

一九一一（明治四四）年二月二一日調印

調印者 日本…内田康哉（駐米大使）

アメリカ…ノックス（国務長官）

ワシントンにおいて調印。同年四月四日、東京で小村外相とオブライエン駐日大使との間に批准書が交換された。日本はこの条約を皮切りに各国と新条約を結び、関税自主権の回復に成功した。この批准書の末尾にはタフト米大統領の署名がある。

このほかに和歌山県の関係史料として次の史料を展示した。

紀州沖灯台建設測量図

一八六六年九月一三日（慶応二年八月五日）付

「各処灯台一件 一」（重要文化財「続通信全覧」より）

この年、江戸幕府はイギリス・アメリカ・フランス・オランダと江戸

協約(改税約書)に調印。その中で自由貿易のさらなる実施を目指して、安全な船舶航海に必要な灯台を日本沿岸に整備することが定められた。駐日イギリス公使パークスは、同国海軍士官の調査を踏まえて灯台の建設案を策定、幕府に灯台の整備を迫った。本史料はその海軍士官が作成した測量図。「スウヲミサキ」(潮岬)と「紀伊大島東隅」(檜野崎)がその候補地となり、光の届く範囲が示されている。ここで選定された両地に、一八七〇年、灯台が建造された。

紀州沖灯台設置場所にかかる絵図

一八六七年一〇月一五日(慶応三年九月一八日)付

「各処灯台一件 三」(重要文化財「続通信全覧」より)

大政奉還のおよそ一か月前、勘定奉行の小栗上野介(忠順)が、外国公使から要請のあった「灯明台取建場所」を実地見分するため、その具体的な場所について外国奉行に確認を要請した。本史料は、その文書に添付された「灯台建築地方絵図」の一つ。西日本方面から横浜への航路として、三か所の灯台建設が検討されていたこと、そのうちの一つとして「紀伊国牟婁郡」の串本沖が挙げられ、設置地点が具体的に検討されていたことがわかる。

潮岬神社の移転に関する外国官伺および外務省伺 神祇官宛

一八六九(明治二)年

江戸幕府と欧米諸国の間で懸案となっていた灯台建設事業は明治新政

府が引き継いだ。潮岬灯台についてはその設置予定地が潮岬神社の境内にあったことが問題となった。神社側は神域が汚れるとして、外国官(外務省の前身)・外務省を通じて、境内の移転と引越料の支払いを政府に求めた。神祇官はその願いを当初こそ却下したが、一八六九年八月にはこれを認め、潮岬神社はこの灯台建設にともなう移転、灯台の隣接地に鎮座することになった。

高野山如意宝珠塔建立に関する和歌山県知事回答書

一九〇九(明治四二)年二月一五日付

一九〇八年一二月、高野山の塔頭、常喜院の住職大乘大円が、院内西北の片隅に如意宝珠塔を建立し、日露戦争で戦病死したロシア人を「我が忠死者の英魂」と合祀したので、戦病死者の数を教えてほしいとの伺書を駐日ロシア大使に提出した。この件に関しロシア大使より問合せを受けた外務省が、伊沢多喜男和歌山県知事に照会した。本史料はそれに対する伊沢知事の回答書。如意宝珠塔は一九一〇年八月の竣工が予定されていたが、現存しておらず、おそらくは中断されたものと考えられる。

紀州柑橘同業組合連合会の販路拡張に関する請願

一九一一(明治四四)年八月一八日付

紀州柑橘同業組合連合会は、従来から力を入れてきたアメリカ・カナダや満州・朝鮮とは別に、西シベリアにも蜜柑の「一大販路を開拓」

したいと考えたが、市場調査が円滑に進まないため、外務省通商局に調査を請願した。条約改正の進展・達成や日清・日露戦争の勝利を通じて、日本の国際的地位が向上するにつれ、国内のさまざまな資本家や経済団体が海外に販路を拡張するべく活動を積極化させるが、本件も和歌山における同様の事例と言える。

また陸奥宗光の関係史料として次の二点を展示した。

陸奥宗光獄衣

一八七八、九（明治一一、二）年頃

この獄衣は、陸奥宗光が山形監獄で使用していたと伝えられ、陸奥が山形へ向かう道中の所感を詠んだ漢詩六首が自筆で墨書されている。署名の「福堂」は、陸奥が好んで使用した号。陸奥の詩作以外に、立志社の計画を首謀した大江卓（禁獄一〇年）と岩神昂（のぼる）（禁獄一〇年）の二人も、それぞれ自作の漢詩を後年書き加えている。



陸奥宗光関係史料として展示された先考訓書

先考訓書

一八九六（明治二九）年三月五日付

本史料は、陸奥宗光が長男広吉の誕生日に際して、八か条にわたる処世訓を自筆で認めたもの。広吉が北京の駐清公使館へ赴任するにあたり、父から与えられたとされる。「身に官職を帯ぶる間は其の任事を完全に務むべし」、「事の失敗に屈すべからず、失敗すれば失敗を償う丈けの工夫を凝らすべし」といった教えのほか、旅行中の手持ち無沙汰のときには胸中に何かしらの問題を設けて研究すべし、いつの日かそれが実地で必要になったとき、大いに都合がよからうといった項目もある。ここからは陸奥宗光が信条としていたことや常日頃から実践していたことが想像される。

さらに第二部「外交史料と美術」では、以下の三コーナーに関連の外交史料を展示した。

「1 和歌山ゆかりの渡米画家、加地為也」

一八八一（明治一四）年に東京で開催される第二回内国勸業博覧会に、加地為也（かじ・ためや）が自身の作品をアメリカから出品するに際し、サンフランシスコの日本領事館を通じて提出した文書を彼の作品「静物」とともに展示。自筆の履歴書が残っており、従来不明の点多かった加地の経歴が明らかとなった。

「2 聖徳記念絵画館の壁画と外交文書」

聖徳記念絵画館（明治天皇の生涯を昭憲皇太后の事績も交えつつ描いた巨大な絵画を展示する施設）に飾られる作品を作成するに当たり、考証のために外務省が提供した文書などを、上野広一「条約改正会議下図」および永地秀太「下関講和談判下図」とともに展示。条約交渉の出席人物を確認するために、各国の公使館を通じて写真を集めるなど、周到な考証が行われていた様子がわかる。

「3 パリにおける日本版画展覧会」

一九三四（昭和九）年にパリで開催された日本版画協会主催「日本現代版画とその源流」展に関する史料を関連の作品とともに展示。パリにおいて版画家の長谷川潔が展示会開催を唱え、フランス側関係者との交渉や「日本版画協会」の設立を経て、「日本現代版画とその源流」展が成功裏に閉幕するまでの経緯が史料からうかがわれる。